

議案第 81 号

自動車使用料係例制定について
自動車使用料係例を次のように制定するものとする

昭和二十九年六月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和二十九年六月五日議決

三朝町議會議長 天野 善



自動車使用料條例

第一條 急患輸送のため自動車を使用する者は別表の使用料金(以下「料金」という)を納付しなればならない

2 特別の事由ありと町長が認めるときは料金を免除することができる

第二條 この條例施行に關し必要な事項は別に規則で定める

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十九年四月一日より適用する

別表

料 金	地 域
八〇	旧三朝地区・尾柴 余戸
一〇〇	吉田 若宮 坂本 本泉
一五〇	高橋 鎌田 森 今泉 湯谷
二〇〇	吉原 三徳 福田 東小鹿 下谷 吉尾 枚 赤松 大柿 恩地 即谷
三〇〇	久原 神倉 小河内
三五〇	坊賀 曹宗寺
四〇〇	福吉・死鴨 下西谷 上西谷
四五〇	太郎田

五〇〇	萩谷 泉光 鉛山 木地山 大谷 下畑 福本 田代 加谷
二〇〇	倉吉市 上井